

令和4年度「重要物流道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、「重要物流道路」の指定に向けて、各トラック協会と地域の地方自治体等とが一体となり重要物流道路の指定に向けた活動が行われている区間について、道路利用者の立場から取りまとめて要望を行うため、都道府県トラック協会からの要望区間を受け付けます。

前年度の要望区間のうち令和4年4月1日付けの指定に至らなかった区間については、地元自治体等と調整いただいた上で、必要により要望区間として改めて提出して下さい。

1. 要望のねらい

(1) 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。(道路法第48条の17)
- 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。(道路法第48条の18)
車両高さ 3.8m→4.1m へ引上げ。
- 候補路線※、計画区間※、事業区間、供用区間として段階的に指定することで、国が重要物流道路の計画的な機能強化を推進。※高規格道路の場合

(2) 追加指定要望のねらい

- 「働き方改革」を実現し、トラック事業者が更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が重要。
- 「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされることにより、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラックが生活物資、産業物資、災害時の緊急支援物資などの輸送を、効率的かつスムーズに行うことが可能。
- トラック事業者の目線から早急な道路整備が真に必要なと考えられる区間について、各都道府県トラック協会から寄せられた情報を基に全ト協がとりまとめ、国土交通省等へ要望活動を展開する。

- 国際海上コンテナ車両（40ft 背高）を対象とした許可不要措置を目的とした要望は、改正道路法に基づき特殊車両通行許可を不要とする新たな制度が創設されたこともあり、ここでは取り扱わない予定。

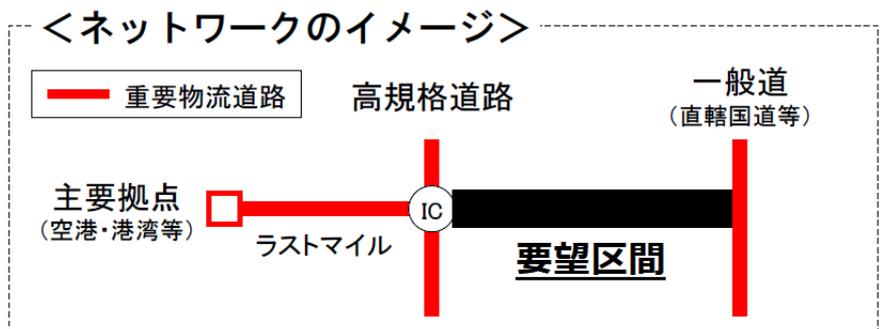
（重要物流道路で必要な整備を終えた区間は別途指定され、国際海上コンテナ車（40ft 背高）が特殊車両通行許可の不要。
（車幅≦2.5m、車高≦4.1m、車長≦16.5m、総重量≦44ト）

2. 対象区間

要望区間については、次の①～②に該当する区間であることを条件とします。

なお、要望区間が高規格道路の場合、地方整備局が各ブロック単位で策定した「新広域道路交通計画」に位置付けられた路線であることを条件に追加します。

- ①. 要望区間の始点および終点が、既指定の重要物流道路または物流団地等に接続しており、道路ネットワーク形成が成り立つ区間。



＜ネットワークの形成が他の都道府県にまたがる場合＞

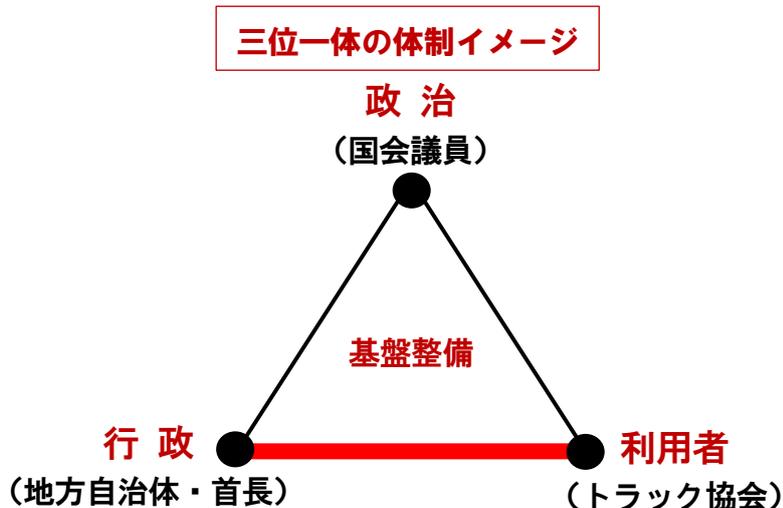
該当する他の都道府県トラック協会とも調整した上で要望区間として下さい。

- ②. 道路の基盤整備に不可欠な三位一体の体制^{※1}のうち、少なくとも行政（地方自治体・首長）および利用者（トラック協会）の2者において、基盤整備の促進について意向が一致している区間。

⇒重要物流道路の指定に関して要望を行うことについて、事前に地元の地方自治体とトラック協会にて調整をした上で要望区間として下さい。

要望活動を進めるにあたり、地元の都道府県や市区町村と連携した活動としていくことが効果的であり重要となります。指定要望区間の収集にあたり、地元自治体の要望活動の動き等を把握し、意見交換などをしていただき、これらを考慮に入れたものとしていただくことが、その後の力強い要望活動に繋がります。

※1 「三位一体の体制」：①政治（国会議員）、②行政（地方自治体・首長）、③利用者（トラック協会）の3者からなる体制



【指定が困難な案件の例】

- ・ 区間の起終点が大まかな地域などまだ構想段階の道路
⇒より具体的な段階に進むよう地元行政との推進活動が必要
- ・ 地元行政において重要物流道路とする予定がない区間
⇒地元行政とトラック協会との意向が一致するよう調整が必要

3. 提出ファイル

次の電子ファイルを提出する。

○「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票（Word ファイル）

【令和3年度 国土交通省道路局に対して要望した区間の取扱い】

令和3年度において、全日本トラック協会から国土交通省道路局に対して要望した区間のうち、令和4年4月1日付けの重要物流道路の指定に至らなかった区間について要望されたい場合は、各トラック協会にて事前に地元の地方自治体等と調整していただいた上で、必要により要望区間として改めて提出して下さい。

<提出票に記載する内容>

- ①路線名
- ②要望区間
- ③供用状況（未供用もしくは供用中）
- ④ネットワーク形成状況

例：重要物流道路に指定されている○○道路と△△道路を結ぶネットワークを形成

- ⑤新広域道路交通計画における計画有無

⑥要望する指定内容（候補路線、計画区間、事業区間、供用区間）

⑦要望区間に対する貴協会と地元行政との推進状況

- ・貴協会と地元行政とのこれまでの活動状況
- ・貴協会と地元行政との要望に関する調整状況

例：地元行政でも今年度に重要物流道路の計画区間として指定を要望するため、トラック協会からも要望してもらいたいとのことで、両者の意向は調整済み。

4. 提出方法

各都道府県トラック協会より、令和4年8月25日(木)までに、電子ファイルにて道路企画室宛てに提出して下さい。

(1) 提出期日

令和4年8月25日(木)

(2) 提出先

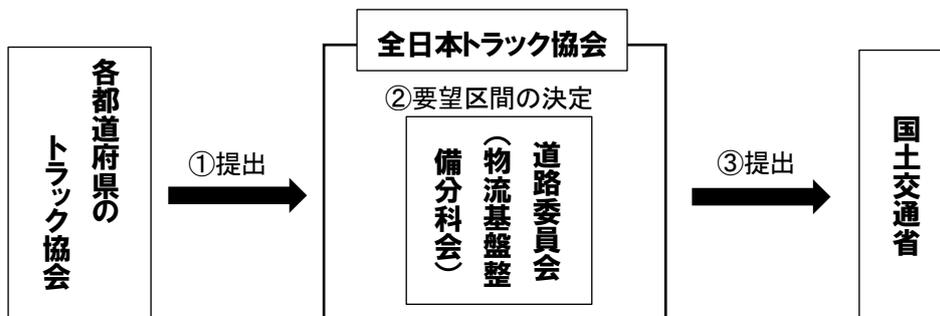
(公社)全日本トラック協会 企画部 道路企画室 宛て

※メール送信またはCD-ROM等により、電子ファイルにて提出する。

①送信先メールアドレス：dourokikaku@jta.or.jp

②CD-ROM等電子媒体の送付先住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5

5. 要望の流れ



①7～8月 各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出

②9月以降 道路委員会（物流基盤整備分科会）にて要望区間の決定

③ 〃 全日本トラック協会から国土交通省への提出

◇本件の問い合わせ先

企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068 E-mail:dourokikaku@jta.or.jp